

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	議員歳費をめぐる近年の主な動向
著者 / 所属	宮本 哲志 / 企画調整室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	437号
刊行日	2021-7-30
頁	168-182
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210730.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

議員歳費をめぐる近年の主な動向

宮本 哲志

(企画調整室)

《要旨》

近年、議員歳費をめぐっては、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた一時的な減額措置のほか、参議院議員の定数増を踏まえた参議院議員による自主返納に係る措置が講じられるなど様々な動きが見られる。

また、最近では、当選無効となった国会議員の歳費の取扱いをめぐる議論等もあり、今後の展開が注目される。

1. はじめに¹

令和3年4月23日、「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」（昭和22年法律第80号。以下「歳費法」という。）が改正され、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の感染拡大を踏まえた議員歳費減額措置が令和3年10月まで延長された。

議員歳費をめぐっては、近年、震災復興等への対処のための一時的な減額措置や、参議院議員の定数増を踏まえた経費節減のための自主返納に係る措置が講じられるなど様々な動きが見られ、最近では、当選無効となった議員の歳費の取扱い等も議論されている。

そこで本稿では、議員歳費の制度面を概観し、近年の主な動向について振り返ることとする。その上で、報道等を基に、当選無効となった議員の歳費の取扱いに関する議論など最近の動きを紹介することとしたい。

2. 議員歳費の概要

憲法第49条は、「両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける」と規定し、①国会議員が歳費を受けること、②その歳費は国庫から支出されることを定めている。歳費は1年を基準としての金額を定める支給金をいうが、必ずしも1年単位で支給する必要はなく、実際には各月分に分けて歳費月額として、議員の任期開始

¹ 本稿は、令和3年7月7日現在の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。なお、本稿の表記について、単に「議員」と表記した場合でも「国会議員」を指すものとし、議員氏名は議員在職時に院内で使用されたもの（通称含む）で表記する。

の日から身分終了の日まで日割計算（後述 3.（2）参照）により支給されている²。

歳費の性質については、「国会議員としての職務遂行上要する出費の弁償たる性質をもつ」とする費用弁償説³、「議員の勤務に対する報酬たる性質を有する」とする報酬説⁴の二つの考え方があるが、前者は「非専門的な素人たる国民代表による国政運営という近代議会制の理念に忠実」であり、後者は「議員の職務の専門化・専門化が不可避的傾向となってきた現代議会制のあり方を反映」しているとされる⁵。また、後者の観点から、「歳費はその〔議員の〕職務および地位にふさわしい生活を保障するための報酬たる性質をもつ」として、歳費には生活保障の側面が含まれるとする見解⁶もある（〔 〕は筆者による。以下同様）。

この点、国会内外の有識者を委員として、昭和 40 年に衆議院に設置された「議員歳費等に関する調査会」の答申（昭 41.3）では「議員の歳費は、全国民の代表たる国会議員がその重要な職責を遺憾なく遂行することについての報酬である」とされ、同様に昭和 56 年に衆議院に設置された「議員関係経費等に関する調査会」の答申（昭 57.7）では「議員の歳費は…国会議員がその地位にふさわしい生活を維持するための報酬として受けるものである」とされている⁷。

歳費の「相当額」については、「議員たる職務に相当する金額」⁸「議員としての職務、地位に見合った、また議員として生活を維持するために、必要かつ十分な額」⁹等と解されており、憲法第 49 条の規定を受け、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 35 条¹⁰で「議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額（地域手当等の手当を除く。）より少なくない歳費を受ける」として基準を定め、歳費法第 1 条で具体的な歳費月額（議長 217 万円、副議長 158 万 4,000 円、議員 129 万 4,000 円）を規定している（コロナ禍の特例で令和 3 年 10 月まで 20%減（後述 3.（5）参照））。

なお、歳費のほか、国会における議員に関する国費支給の主なものとしては、期末手当、文書通信交通滞在費、議会雑費・職務雑費、立法事務費などがある（図表 1 参照）。

² 宮澤俊義、芦部信喜『全訂 日本国憲法』（日本評論社、昭和 53 年）373～374 頁、森本昭夫『逐条解説 国会法・議院規則〔国会法編〕』（弘文堂、平成 31 年）100 頁

³ 法学協会編『注解日本国憲法下巻（1）』（有斐閣、昭和 28 年）790 頁

⁴ 前掲注 2 宮澤・芦部 374 頁

⁵ 樋口陽一ほか『注解法律学全集 3 憲法Ⅲ〔第 41 条～第 75 条〕』（青林書院、平成 10 年）88～89 頁

⁶ 佐藤功『ポケット註釈全書 憲法（下）〔新版〕』（有斐閣、昭和 59 年）684 頁

⁷ 田村公伸「国会議員の歳費・手当等の諸問題」『議会政策研究会年報』第 5 号（平 13.12.25）158～160 頁、第 198 回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第 3 号 3 頁（平 31.4.24）

⁸ 前掲注 2 宮澤・芦部 373 頁、前掲注 5 89 頁

⁹ 只野雅人「第 49 条〔議員の歳費〕」芹沢齊ほか編著『新基本法コンメンタール 憲法』（日本評論社、平成 23 年）328 頁、原田一明「第 4 章 国会〔第 49 条〕」辻村みよ子、山元一編著『概説 憲法コンメンタール』（信山社、平成 30 年）250 頁

¹⁰ 同条の立法趣旨に関しては、「草案の検討段階において、最高機関の構成員としての権威と機能を十分発揮するためとの議論があった」旨の説明があるほか（第 198 回国会参議院議院運営委員会会議録第 23 号 19 頁（令元.6.3）、前掲注 7 田村 143～144 頁）、「従来旧憲法下において議員の地位・待遇が官吏に及ばなかったことを改め、その地位・待遇を最高機関たる国会の構成員に値するように高めるといふ思想の現れ」とも説明されている（前掲注 6 682 頁）。

図表1 国会における議員に関する国費支給の主なもの（令和3年6月現在）

手当等	金額	概要等
歳費 ^{※1} (議長) (副議長) (議員)	月額(▲20%後の現在支給額(※)) 2,170,000円(1,736,000円) 1,584,000円(1,267,200円) 1,294,000円(1,035,200円)	(※コロナ禍による歳費法改正により、令和2年5月から令和3年10月まで歳費月額が20%減額となっている)
期末手当 ^{※1} (議長) (副議長) (議員)	(6月・12月にそれぞれ支給) 5,270,387円 3,847,140円 3,142,802円	歳費月額×1.45×1.675月分 (左記金額は満額支給の場合(実際の支給額は在職期間により異なる場合がある)。なお、期末手当はコロナ禍による減額措置の対象外となっている)
文書通信交通滞在費	(毎月10日・末日(※)に半額支給) 月額 1,000,000円	公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため支給 (※4月・12月は25日に支給)
議会雑費・職務雑費	日額 6,000円	国会開会中に限り、議長、副議長、仮議長、常任・特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、裁判官訴追委員会委員長、裁判官弾劾裁判所裁判長等に支給
立法事務費	(議員一人当たり) 月額 650,000円	国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として各会派 ^{※2} に交付

※1 議員が国務大臣等を兼ねる場合、大臣等として受ける給与が議員歳費・期末手当より多いときはその差額を行政庁から受ける
 ※2 委員割当等の算定基準となる「会派」と異なり、議院運営委員会の議決により一人でも認定され得る(いわゆる「一人会派」)
 (出所) 歳費法、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和28年法律第52号)等より作成

3. 議員歳費をめぐる近年の主な動向

議員歳費をめぐる近年の主な動向について、関連する議員の待遇等の動向も含めてまとめると図表2のとおりとなる。以下、主な事項について振り返ることとしたい。

図表2 議員歳費等をめぐる近年の主な動向（平成12（2000）年以降）

年	動き
平成12(2000)	議員定数(衆)の20削減(500→[平成12(2000)年総選挙]480) 議員定数(参)の10削減(252→[平成13(2001)年通常選挙]247→[平成16(2004)年通常選挙]242)
平成14(2002)	議員歳費の減額(平成14(2002)年度の歳費月額を10%減額→平成16(2004)年度まで延長) 憲政功労年金(平成15(2003)年1月)・永年在職表彰議員特別交通費(平成14(2002)年4月)の廃止
平成17(2005)	議員歳費の減額、歳費月額の歳費法第1条への明記(平成18(2006)年度から歳費月額を1.7%減額等)
平成18(2006)	国会議員互助年金の廃止(平成18(2006)年4月)
平成22(2010)	議員歳費の一部自主返納を可能とする規定の整備 (当分の間の措置として、平成22(2010)年7月分以降の歳費について、月の途中で議員の身分の得喪があった場合、日割計算による歳費との差額分(全部又は一部)の自主返納を可能とする) 議員歳費の日割制(日割計算による支給)の導入(平成23(2011)年1月から)
平成23(2011)	議員歳費の減額(東日本大震災を受け、半年間(平成23(2011)年4月～9月)、歳費月額を50万円減額)
平成24(2012)	議員歳費・期末手当の減額 (東日本大震災への対処の必要性等に鑑み、歳費及び期末手当について、平成24(2012)年5月～11月は12.88%減額、平成24(2012)年12月～平成26(2014)年4月は20%減額) 議員定数(衆)の5削減(480→[平成26(2014)年総選挙]475)
平成28(2016)	議員定数(衆)の10削減(475→[平成29(2017)年総選挙]465)
平成30(2018)	議員定数(参)の6増(242→[令和元(2019)年通常選挙]245→[令和4(2022)年通常選挙]248)
令和元(2019)	参議院議員の歳費自主返納を可能とする規定の整備 (参議院議員の定数増を踏まえ、令和元(2019)年8月1日から令和4(2022)年7月31日までの間、月額77,000円を目安に、参議院議員による歳費の自主返納を可能とする)
令和2(2020)	議員歳費の減額 (コロナ禍を踏まえ、歳費月額を20%減額(令和2(2020)年5月～令和3(2021)年4月→10月まで延長))

(出所) 参議院ウェブサイト(「資料集」等)、衆議院事務局『令和2年 衆議院の動き』第28号(令3.3)420頁、総務省ウェブサイト(「選挙・政治資金」)、桐原康栄、帖佐廉史「国会改革の経緯と論点(資料)」『レファレンス』(平27.7)72～75頁等より作成

(1) 構造改革を踏まえた減額等（平成14年～平成16年、平成17年）

ア 議員歳費の10%減額（平14.4～（平15.3→）平17.3）

我が国の経済情勢及び財政状況が非常に厳しい中、小泉内閣（当時）による本格的な構造改革のスタートにより、経済、社会、国民生活への多大な影響が見込まれたことから、議員歳費の削減について議論されることとなり、平成13年10月、与党（自由民主党（以下、政党名としての「自由民主党」については「自民党」という。）、公明党及び保守党）幹事長会談で合意に至った¹¹。

その後、削減の額、期間等についての与野党内での協議、衆議院議院運営委員会における起草等を経て、第154回国会（常会）の平成14年3月29日、同年4月から平成15年3月までの間、議員歳費を10%減額¹²する等¹³のための歳費法等改正がなされた（平成14年法律第5号、一部を除き平14.4.1施行）。

以降、第156回国会（常会）の平成15年4月2日（平成15年法律第22号、平15.4.7施行）、第159回国会（常会）の平成16年3月31日（平成16年法律第5号、平16.4.1施行）の2度にわたる歳費法改正により、減額措置は平成17年3月まで延長された。

なお、国家公務員を兼ねる議員（内閣総理大臣、国务大臣、副大臣及び大臣政務官等）については、歳費減額分の給与を自主返納する対応がなされた¹⁴。この点、内閣総理大臣等については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）附則第3項において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の寄附禁止規定（第199条の2）の特例（適用除外）が設けられ、給与の自主返納を行うことが可能となっている¹⁵。

イ 議員歳費の1.7%減額、歳費法第1条への歳費月額の特記（平成17年）

第163回国会（特別会）では、自由民主党及び公明党の両会派共同で「国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第20号）が提出され、衆参両院における審議¹⁶を経て、平成17年10月28日に成立に至った（平成17年法律第109号、一部を除き平18.4.1施行）。

これにより、①平成17年8月の人事院勧告等を踏まえ、平成18年4月から議員歳費

¹¹ 第154回国会衆議院本会議録第16号3頁（平14.3.26）、富澤幸弘（衆議院法制局第二部第一課。所属は執筆当時、以下同様）「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律」『法令解説資料総覧』No.249（平14.10.25）5頁

¹² 歳費月額を基準に支給額が計算される期末手当なども同様に減額された（前掲注11 富澤6頁）。なお、国会法第35条等との整合性については、現下の厳しい経済・財政の状況等に鑑みた臨時の特例措置であることから、当該規定の趣旨を潜脱するものではない旨の説明がなされているが（同6～7頁）、後述する東日本大震災後の減額措置なども基本的に同様の考え方に立っているものと推察される（後掲注23 原田32～33頁等）。

¹³ 憲政功労年金（議員として50年以上在職し、憲政上特に功績顕著なものとして各議院で表彰の議決があった者に功労年金を年500万円（当初100万円）終身支給）及び永年在職表彰議員特別交通費（25年以上在職の永年在職表彰議員に専用自動車の提供等に代えて月額30万円（当初20万円）を支給）の廃止もなされた。

¹⁴ 前掲注11 富澤7頁

¹⁵ 平成14年当時は内閣総理大臣及び国务大臣についてのみ特例（適用除外）を設けていたため、副大臣及び大臣政務官等に係る所要の規定の整備が行われた。なお、閣僚等の給与については、その後も自主返納が行われてきている（「官房長官記者発表」（平23.4.1 午前）、「内閣官房長官記者会見」（平23.10.28 午前、平26.3.14 午前、令2.4.28 午前）等）。

¹⁶ 衆議院では、民主党・無所属クラブから、平成17年度末までの間、議員歳費の月額を平成14～16年度に行われた議員歳費10%減額の水準とする歳費法改正案（衆第17号）が提出され、一括して審議が行われたが、同案は否決された。

の額を 1.7%減額する等の措置を講ずること、②①に関連し、事務次官など一般職の最高の俸給を受ける者には俸給のほかに調整手当、平成 18 年度からは地域手当が支給され、これを加えれば議員の歳費月額を上回ることとなったため、より実態を踏まえた形で国会法第 35 条を改正すること（「給料額より少くない」を「給与額（地域手当等の手当を除く。）より少くない」に改める）等とされた。

また、①の減額に関し、議員の歳費が特別職の俸給に連動する（従来の）歳費法第 1 条の形式を改め、（現在の）歳費月額を明示する形式に変更することとされた。その理由について、発議者は「なお厳しい国民経済や財政状況にかんがみ、国会議員の置かれた立場に思いをいたし、今後仮に人事院勧告により公務員給与の増額改定がなされる場合でも、議員歳費は直ちに連動して簡単には増額することはないようにすべきとの立法者の決意をあわせ示したものである」と説明している¹⁷。

（２）歳費日割制（日割計算による支給）の導入等（平成 22 年）

歳費の支給方法については、かつて、議員は「任期が開始する当月分」から「任期满限、辞職、退職、除名又は死亡の当月分」までの歳費を受ける¹⁸とされ、月割制が採用されていた。その結果、月の初日以外の日に任期が開始した場合や月の末日以外の日に任期满限等の事由が生じた場合でも当該議員に当月分の歳費全額が支給されることから、平成 21 年の衆議院議員総選挙（8.30 執行→当選議員全員が在任期間 2 日で 8 月分歳費全額を受給）や平成 22 年の参議院議員通常選挙（7.11 執行、7.26 任期開始→新当選議員は在任期間 6 日で 7 月分歳費全額を受給）における実例ともあいまって批判の声があった¹⁹。

こうした中、上記通常選挙後に召集された第 175 回国会（臨時会）では、衆参両院で議員歳費の日割計算による支給等に係る法案が一部会派から提出²⁰されるなど歳費日割制導入への動きが活発化したものの、同国会の会期は 8 日間と短く、抜本的な制度改正に向けた十分な議論の時間を確保することが困難な状況にあった。そのため、与野党協議により、まずは同国会で 7 月 26 日から任期が始まった新当選議員が自主的に歳費（議員でなかった日数分）を返納することが可能となるよう、公職選挙法の寄附禁止規定の特例（適用除外）を歳費法の附則に新設する改正案を成立させることで合意された²¹。

こうした経緯、衆議院議院運営委員会における起草等を経て、同国会の平成 22 年 8 月 6 日、議員歳費の一部自主返納を可能とする改正歳費法が成立した（平成 22 年法律第 47 号、平 22.8.11 施行）。

¹⁷ 第 163 回国会衆議院議院運営委員会議録第 10 号 2 頁（平 17.10.25）

¹⁸ 議長・副議長は「選挙された当月分」から「任期满限、辞職、退職、除名又は死亡の当月分」までの歳費を受けるとされていた。

¹⁹ 近藤義浩（衆議院法制局法制企画調整部企画調整課）「月の途中で議員の身分の得喪があった場合、日割計算による歳費との差額分を国庫に返納することが可能に」『時の法令』No. 1871（平 22.12.15）9 頁

²⁰ 衆議院では、公明党から歳費・文書通信交通滞在費等の日割制を導入する歳費法等改正案（衆第 1 号）が、参議院では、みんなの党から当該内容に加え歳費月額（30%）・期末手当額（50%）を減額する歳費法等改正案（参第 1 号）が提出されたが、いずれも継続審査となった。その後、前者は第 176 回国会（臨時会）の会期終了に伴い未了となり、後者は同国会で撤回された（修正・再提出された新たな案（参第 2 号）も未了）。

²¹ 前掲注 19 10 頁

歳費日割制の導入については、その後の更なる与野党協議、衆議院議院運営委員会における起草等を経て、第176回国会（臨時会）の平成22年12月3日、改正歳費法の成立により実現した（平成22年法律第69号、平23.1.1施行）。

なお、これにより歳費は原則として日割支給されることとなったが、議員等にとって予期しがたい死亡及び衆議院解散の場合については、従来の月割支給が維持された²²。

（3）東日本大震災後の減額措置（平成23年、平成24年～平成26年）

ア 減額特例法による歳費月額50万円減額（平23.4～9）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害が生じ、議員も被災地域の復旧復興のために様々な活動に取り組む中、国、自治体、日本赤十字社等への義援金の寄附が公職選挙法の寄附禁止規定に抵触するおそれがあったことから、歳費を削減し、多くの国民と被災者の苦難を分かち合うとともに、削減分を被災地の復旧復興に回し、早急な被災地の立ち直りを支援する方法が模索され、同月、民主党、自民党、公明党の3党による合意（いわゆる「民自公3党合意」）がなされた²³。

こうした経緯、衆議院議院運営委員会における起草等を経て、第177回国会（常会）の平成23年3月31日、同年4月から9月までの間、議員歳費の月額（期末手当は対象外）を50万円減ずる「平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律」（以下「減額特例法」という。）が成立した（平成23年法律第11号、平23.4.1施行）。

イ 臨時特例法・同法改正による議員歳費・期末手当の減額

（平24.5～平24.11：▲12.88%、平24.12～平26.4：▲20%）

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、減額特例法による減額の終了後も一層の歳出削減に向けた方策が検討される中、平成24年4月、議員歳費の削減に関する民自公3党合意がなされた²⁴。

こうした経緯、衆議院議院運営委員会における起草等を経て、第180回国会（常会）の平成24年4月27日、同年5月から平成26年4月までの間、議員歳費・期末手当を12.88%減額する「国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律」（以下「臨時特例法」という。）が成立した²⁵（平成24年法律第29号、平24.5.1施行）。

さらに、第181回国会（臨時会）の平成24年11月14日に行われた国家基本政策委員

²² 近藤義浩（前衆議院法制局法制企画調整部企画調整課）「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律」『法令解説資料総覧』No.351（平23.4.25）14～15頁

²³ 第177回国会衆議院本会議録第13号11頁（平23.3.31）、原田昌幸（衆議院法制局法制企画調整部基本法制課）「東日本大震災からの復旧復興に資するために国会議員の歳費の月額を減額」『時の法令』No.1884（平23.6.30）29～30頁。民自公3党合意の内容は「平成23年度の歳費を一人当たり300万円削減する」旨の合意と報じられた（『読売新聞』（平23.3.29））。

²⁴ 「平成24年5月から2年間で議員一人当たり計540万円削減する」旨の合意（『読売新聞』（平24.4.18））

²⁵ これに先立ち、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が成立し（平成24年法律第2号、臨時特例は平24.4.1施行）、人事院勧告に係る給与改定に加え、平成24年4月から平成26年3月までの間における国家公務員の給与の削減（①一般職給与法適用者の俸給月額等の減額（本省課室長相当職員以上▲9.77%、本省課長補佐・係長相当職員▲7.77%、係員▲4.77%）、②特別職給与法適用者の俸給月額等の減額（内閣総理大臣▲30%、国務大臣クラス・副大臣クラス▲20%、大臣政務官クラス等▲10%）等）がなされた。

会合同審査会（党首討論）では、野田内閣総理大臣（当時）から安倍自民党総裁（当時）及び山口公明党代表に対し、消費税率引上げ前の大幅な議員定数削減が必要とした上で、その実現までの間、議員歳費2割削減など互いに身を切る努力を示すことを求めた²⁶。

これを受け、翌15日、民主党・無所属クラブ・国民新党は「我が国の財政状況や国民世論等を踏まえ、政治家みずから身を切る姿勢を示すことが求められている」²⁷として、国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、臨時特例法による減額幅を7.12%分上乗せして20%とする同法改正案（衆第3号）を提出²⁸し、衆参両院における審議を経て、同国会の平成24年11月16日、改正臨時特例法が成立した（平成24年法律第93号、平24.12.1施行）。

改正臨時特例法の附則第2項には、特例期間（平24.5～平26.4）経過後の議員歳費・期末手当については、特例期間が経過するまでの間に、国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨の検討規定が置かれた。しかし、消費税率引上げ（5%→8%）など国民の負担が増す中、議員歳費等については、一部会派から更なる減額等を求める意見²⁹はあったものの平成26年4月をもって臨時特例法による減額が終了したことから、世論の厳しい目も向けられた³⁰。

（4）定数増を踏まえた参議院議員の歳費自主返納に係る措置（令和元（平成31）年）

ア 参議院議員の定数6増～参議院議員の歳費を減額する法案（当初案）の提出

平成30年7月、第196回国会（常会）において公職選挙法が改正され、参議院議員の定数が6増の248（令和元年・令和4年（予定）の通常選挙で3ずつ増）とされたが、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会では「参議院議員の定数の増加に伴い、参議院全体の経費が増大することのないよう、その節減について必要かつ十分な検討を行うこと」との附帯決議が付され、参議院に係る経費の節減が課題となった。

この附帯決議を受けて検討がなされ、第198回国会（常会）において、与党会派等（自由民主党・国民の声、公明党及び無所属クラブ）は当初、定数増により増大する経費の節減を図るには参議院議員の歳費の減額が最も確実かつ簡明な手段である等として³¹、参議院議員の歳費月額を減額（議長129,000円、副議長94,000円、議員77,000円）する臨時的な特例措置³²を講ずる歳費法改正案（参第1号、以下「当初案」という。）を提

²⁶ 第181回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第1号3、6頁（平24.11.14）。討議の概要は、河手雅己「第181回国会及び第183回国会における党首討論」『立法と調査』No.343（平25.8.1）を参照。

²⁷ 発議者の趣旨説明（第181回国会衆議院議院運営委員会会議録第6号2頁（平24.11.15））

²⁸ これと別途、他党派と共同で議会雑費・職務雑費を廃止する歳費法等改正案（衆第4号）も提出したが、衆議院では可決されたものの成立に至らず、衆議院解散により未了となった。

²⁹ 公明党は7.12%分の減額継続を求め（『毎日新聞』（平26.4.26））、日本維新の会等は議員歳費・期末手当を30%減額する歳費法改正案（第186回国会衆第18号）を提出した（継続審査の後、衆議院解散により未了）。

³⁰ 『毎日新聞』（平26.4.16）、『東京新聞』（平26.6.10）、『産経新聞』（平26.6.30）。なお、これらの報道では、政治活動への影響に鑑み、若手議員等において減額継続に慎重な意見があることも紹介された。

³¹ 第198回国会（常会）において与党会派等が提出した当初案（参第1号）の「理由」

³² 同案では、歳費減額の特例期間は、平成31（令和元）年通常選挙で選出される参議院議員の任期開始日から平成28年通常選挙で選出された参議院議員の任期満限の日（令4.7.25）まで（約3年）とされた。

出した。

この当初案に対しては、他会派から、①減額が時限措置である点、②定数6増そのものへの反対に加え、③衆議院議員の歳費と差異が生じることへの憲法上の疑義も指摘された³³。なお、③に関しては、国会において法案審議（後述ウ参照）以外でも取り上げられ、諸外国では二院制を採用する国で両院の公選議員の間で歳費の額が異なる国（メキシコ、イタリア等）などがある一方、我が国では昭和22年の歳費法制定以降、両院議員の歳費月額に差異が設けられたことはないこと、学説においては「両議院のあいだに差等を設けること、すなわち、甲院の議員の歳費の額と乙院の議員の歳費の額とのあいだに差等を設けることは、特にそれについての根拠が憲法に見出されない以上、許されないと解すべき」³⁴「衆参両院の議員の歳費に差異を設けることは、憲法上特段の根拠は見出しがたく、本条が特に区別することなく『両院の議員』が歳費を受けるとしていることからしても、許されないと解される」³⁵とするものがあること等について言及された³⁶。

イ 当初案の撤回、参議院議員の歳費自主返納を可能とする法案の提出・成立

こうした中、与野党協議において、一部会派から「一律減額」ではなく「自主返納」とする提案があったことを受け³⁷、与党会派等は当初案を撤回し、新たに、公職選挙法の寄附禁止規定の特例（適用除外）を定め、令和元年8月1日から令和4年7月31日までの間、参議院議員が支給を受けた歳費の一部（返納の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額77,000円を目安とする）を自主返納することを可能とする歳費法改正案（参第26号）を提出した。

その後、参衆両院の審議³⁸を経て、第198回国会（常会）の令和元年6月18日、改正歳費法が成立した（令和元年法律第43号、令元.8.1施行）。

なお、同法附則第3項では「参議院議員の歳費の一部に相当する額の国庫への返納が参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ認められるものであることに鑑み、参議院全体としてこれに取り組むよう努めるとともに、参議院に係る経費の節減については、更に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされた。

³³ 『読売新聞』（平31.4.20）、『東京新聞』（令元.5.14）等。なお、③に関する発議者の見解は後掲注39参照。

³⁴ 前掲注2宮澤・芦部373頁

³⁵ 只野雅人「第49条〔議員の歳費〕」小林孝輔、芹沢斉編著『基本法コンメンタール〔第五版〕』（日本評論社、平成18年）283頁

³⁶ 第198回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第3号12～13頁（平31.4.10）、第198回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議録第3号1～4頁（平31.4.24）

³⁷ 第198回国会参議院議院運営委員会議録第23号2、13～14頁（令元.6.3）等

³⁸ 参議院では、日本維新の会・希望の党提出の歳費法改正案（参第3号、各議院の議員歳費・期末手当を当分の間20%減額）及び立憲民主党・民友会・希望の会提出の歳費法等改正案（参第29号、各議院の議員歳費を恒久的に減額し、三権の長の均衡の観点から内閣総理大臣の俸給月額と最高裁判所長官の報酬月額も減額）と一括して審議（趣旨説明聴取は参第29号のみ別日）が行われたが、両案は否決された。

なお、このほか、国民民主党・新緑風会からは、別の観点からの経費節減案として、参議院議員の選挙期間を3日間短縮（少なくとも17日間→少なくとも14日間）する公職選挙法改正案（参第17号）が提出されたが、同国会の会期終了に伴い未了となった。

ウ 法改正に係る主な国会論議

この法改正に係る法案審議においては、①自主返納と憲法第 49 条との関係、②自主返納について月額 77,000 円を目安とした理由、③自主返納の期間を 3 年間とした理由、④返納額の把握・公表の在り方等について議論が行われた。

①については、発議者（与党会派等提出の参第 26 号の発議者。以下同様）から、自主返納の場合は、衆議院議員と同額の歳費を参議院議員も受けた上で、それぞれの参議院議員の判断によって行われるものであるため、参議院議員だけに認めても憲法第 49 条との関係で問題を生ずることはない旨³⁹、国会議員の地位の重要性に鑑み、その職責を遺憾なく遂行できるようにするため相当額の歳費を受けることを保障する憲法第 49 条の趣旨を踏まえれば、いたずらに返納競争に走るようなことは好ましくないことから自主返納額を目安を規定することとした旨⁴⁰答弁された。

②については、発議者から、令和元年の通常選挙で参議院議員の定数が 3 増となることに伴い必要となる経費（人件費と義務的経費）の 3 年間の合計額が現時点での試算で約 6 億 7,700 万円となり、これを参議院議員の定数 245 で割り、さらに 36 か月で割って計算すると月額約 77,000 円となる旨答弁された⁴¹。

③については、参議院の特別な事情を前提として講じられる措置であることから、令和元年通常選挙後の定数 3 増による経費増大への対処が求められる 3 年を念頭に置いたことに加え、公職選挙法が寄附禁止を定めている趣旨から、寄附禁止の適用除外を一般的、恒久的な制度として定めるのは適切ではないことによる旨答弁された⁴²。

④については、返納額の総額について一定期間ごとに把握し、また、3 年の期間中に中間的に何らかの形で明らかにすることはあり得るが、自主返納という趣旨からは、個々の議員の自主返納の有無あるいはその自主返納した額を公表するという事は適当ではないと考えている旨答弁された⁴³。

なお、その後、参議院議院運営委員会理事会の決定により、月別の返納額の総額とその累計額のみを公表することとされた⁴⁴。

³⁹ 第 198 回国会参議院議院運営委員会会議録第 23 号 10、14 頁（令元. 6. 3）等。なお、発議者は、当初案（参第 1 号）についても、（学説（前掲注 34・35）は通説とまでは言い難いとした上で、）両議院の議員の間で歳費の額に差を設けることは一定の場合には憲法上許容され得るという考え方の下、参議院の特別の事情に基づく必要性による臨時的、特例的な減額措置などとするのであれば、憲法第 49 条との関係で問題は生じないと考えていた旨答弁している（第 198 回国会参議院議院運営委員会会議録第 23 号 4、10 頁（令元. 6. 3）等）。

⁴⁰ 第 198 回国会参議院議院運営委員会会議録第 23 号 4、6～7 頁（令元. 6. 3）等

⁴¹ 第 198 回国会参議院議院運営委員会会議録第 23 号 6、10、14 頁（令元. 6. 3）

⁴² 第 198 回国会参議院議院運営委員会会議録第 23 号 6、10、16 頁（令元. 6. 3）、第 198 回国会衆議院議院運営委員会会議録第 30 号 4 頁（令元. 6. 17）

⁴³ 第 198 回国会参議院議院運営委員会会議録第 23 号 14、21～22 頁（令元. 6. 3）、第 198 回国会衆議院議院運営委員会会議録第 30 号 4 頁（令元. 6. 17）

⁴⁴ 第 204 回国会衆議院予算委員会会議録第 5 号 37 頁（令 3. 2. 5）。令和 3 年 6 月には、改正法施行の令和元年 8 月から令和 3 年 5 月分までの返納額の累計が 2 億 7,219 万 5,000 円になった旨報じられた（時事ドットコムニュース「自主返納、2.7 億円 参院議員歳費」（令 3. 6. 8）〈<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021060801092&g=pol>〉）。

(5) コロナ禍による歳費月額20%減額（令和2年5月～令和3年（4月→）10月）

令和2年、コロナの急速な感染拡大を受け、安倍内閣総理大臣（当時）が4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象として緊急事態宣言を発令し（同月16日には対象を全国に拡大）、店舗・施設の休業等による国民生活への影響が一層懸念される事態となる中、東日本大震災後の例を参考に、自民、立憲民主両党の国対委員長会談において、当面1年間、議員歳費を20%削減することで合意された⁴⁵。

こうした経緯、衆議院議院運営委員会における起草等を経て、第201回国会（常会）の令和2年4月27日、同年5月から令和3年4月までの間、議員歳費を20%減額する改正歳費法が成立した（令和2年法律第24号、令2.5.1施行）。

その後、令和3年に入っても、緊急事態宣言が断続的に発令・延長されるなど依然としてコロナ収束の見通しが立たない中、4月末で期限を迎える減額措置の取扱いについて検討され、自民、立憲民主両党の国対委員長会談において、当該措置を10月（衆議院議員の任期満了（令3.10.21）を迎える月）まで延長することで合意された⁴⁶。

こうした経緯、衆議院議院運営委員会における起草等を経て、第204回国会（常会）の令和3年4月23日、議員歳費の20%減額を令和3年10月まで延長する改正歳費法が成立した（令和3年法律第28号、令3.5.1施行）。

ただし、コロナ禍による現下の歳費減額については、東日本大震災後の臨時特例法での対応と異なり期末手当を含まないことから、報道では、文書通信交通滞在費など対象とされていない他の手当の存在も含めて指摘がなされた⁴⁷。

4. 最近の動き等（当選無効となった議員の歳費の取扱いをめぐる議論等）

令和3年2月、令和元年7月の参議院議員通常選挙（広島県選挙区）をめぐり、公職選挙法違反（買収）の罪で河井あんり参議院議員（当時）が有罪判決を受け、議員辞職の後、有罪が確定した（当選無効）。夫である河井克行衆議院議員（当時）も公判中に議員辞職（後に有罪判決）するなど異例の事態となった⁴⁸。

また、河井あんり前参議院議員の在職中（令元.7.29～令3.2.3）に総額4,942万6,514円の歳費、期末手当及び文書通信交通滞在費が支給されていたことが明らかとなり⁴⁹、広島県の住民が当該歳費等を国に返還させるよう求め提訴する（現在控訴中）⁵⁰など当選無効と

⁴⁵ 『朝日新聞』（令2.4.15）、『毎日新聞』（令2.4.15）

⁴⁶ 『読売新聞』（令3.4.9）

⁴⁷ 『東京新聞』（令2.4.29）、『朝日新聞』（令2.5.8）。なお、日本維新の会は、当分の間、議員歳費・期末手当を20%減額する歳費法改正案（第201回国会参第6号、第204回国会参第24号等）を参議院に提出しているが、いずれも否決又は未了となっている。

⁴⁸ 本件の事件概要や経過については、NHK「河井元法相夫妻『百日裁判』なにを語る？」〈<https://www3.nhk.or.jp/news/special/kawai-judgment/>〉を参照されたい。

⁴⁹ このほか、立法事務費（所属会派への議員一人分の交付総額）が715万円（11か月分）であること、公設秘書の給与の総額が3,920万5,302円であることも明らかとなった（第204回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第2号31頁（令3.2.26））。また、関連して、政党交付金（毎年1月1日を基準日とし、当該政党の所属国会議員数と当該政党が国政選挙で得た得票数に応じて算定・交付されるもので、基準日後に所属国会議員数の異動があってもその年の交付額は変わらない）の交付額や返還の必要性についても議論がなされた（第204回国会参議院予算委員会会議録第5号27頁（令3.3.5））。

⁵⁰ 第一審（東京地裁）においては、「本件のように納税者、国民として、国を相手に違法な公金支出の是正な

なった議員の歳費等の取扱いが問題として指摘された。

現行法上、支給された歳費等を遡って国庫に返納する義務を定める規定はなく、自主返納の場合には公職選挙法の寄附禁止規定に抵触するおそれがある。また、逮捕・勾留され登院できない状況が続いた場合にも、歳費等の支給を停止する規定はない⁵¹。

令和3年5月以降、こうした現行法上の課題や一連の経緯を踏まえ、与野党において、当選無効となった議員の歳費の取扱いをめぐる議論等が本格化している。

そこで以下、報道等を基に、筆者が確認できた範囲内で、本件に係る最近の主な動き等を紹介することとしたい（全体像は図表3参照、各党の動き等の個別の情報は後述（1）～（5）参照）。

図表3 当選無効となった議員の歳費の取扱いをめぐる議論等の主な動き（令和3年以降）

月 日	動 き
令和3年 2月 3日	令和元年参議院議員通常選挙（広島県選挙区）をめぐる公職選挙法違反（買収）の罪で、東京地裁が河井あんり参議院議員に有罪判決 河井あんり参議院議員が議員辞職（参議院本会議で許可）
2月 5日	河井あんり前参議院議員の有罪が確定→当選無効
4月 1日	河井克行衆議院議員が議員辞職（衆議院本会議で許可）
4月 25日	参議院広島県選挙区選出議員再選挙
4月下旬	広島県の住民が、河井あんり前参議院議員が受けた歳費など4,900万円余を返還させるよう国に求め提訴（一審・東京地裁は却下、現在控訴中）
5月 7日	公明党が歳費法改正に向けて党内議論を開始
5月 13日	立憲民主党歳費返納ワーキングチーム（WT）が議論開始
5月中旬	日本維新の会が、当選無効となった場合の歳費の自主返納を可能とする等の歳費法改正案の骨子（維新案）を取りまとめ
5月 27日	公明党が、当選無効となった場合の歳費等の4割返納を義務付ける等の歳費法改正案の骨子（公明案）を取りまとめ、自民党に提示 立憲民主党が、選挙買収等の特定犯罪で当選無効となった場合の歳費等の全額返納を義務付ける等の法案（立憲案）を取りまとめ
5月 31日	自民党歳費法に関する検討プロジェクトチーム（PT）が議論開始 立憲民主党から与党に対し、立憲案についての協議を呼びかけたことが明らかとなる
6月 9日	自民党が第204回国会（常会）会期中の歳費法改正を見送る方針を決める
6月 16日	第204回国会（常会）閉会（会期延長なし）
6月 17日	菅内閣総理大臣が記者会見で「党内議論が進むよう促していきたい」旨述べる
6月 18日	東京地裁が河井克行前衆議院議員に有罪判決
6月 29日	自民、公明両党の与党歳費法に関する検討プロジェクトチーム（PT）が議論を開始し、歳費法改正について、8月末までに考え方の成案を得ることで一致する

（出所）各種報道、各政党ウェブサイト等より作成

どを求める法律上の規定はない」として却下された（『毎日新聞』（令3.6.5））。

⁵¹ 明治憲法時代には、召集に応じない議員には歳費を与えないことが議院法第19条第1項で規定されていた（前掲注2宮澤・芦部374頁）。なお、地方議会では、逮捕・勾留中の議員報酬を支給停止・減額する条例の制定例があり、令和元年末時点で、全国815の市と東京23区のうち83自治体がこうした条例を制定しているとされる（NHK「追跡 記者のノートから 国会、行っていないのに…（改訂版）」（令3.5.11）<https://www3.nhk.or.jp/news/special/jiken_kisha/kishanote/kishanote16-2/>、『朝日新聞』（令3.6.29））。

(1) 与党（自民党、公明党）

公明党は、参議院広島県選挙区選出議員再選挙（令 3. 4. 25）後の5月7日に党内で議論を開始し⁵²、27日には歳費法改正案の骨子（以下「公明案」という。）を取りまとめ、自民党に提示した⁵³。

公明案は、歳費には生活保障の側面もあるとされる憲法第49条をめぐる学説や、当選無効が確定するまでになされた議員活動（質疑、採決等）は有効であること⁵⁴などを考慮し、返納義務は歳費全額ではなく、相当額とすることが適当とした上で、①議員が公職選挙法違反の罪で当選無効となった場合、歳費の40%、期末手当の全額、文書通信交通滞在費の40%の返納を義務付けること、②議員が何らかの罪で起訴された場合、勾留期間中、歳費の40%、期末手当の全額、文書通信交通滞在費の全額を支給停止すること（無罪になれば、事後に停止分を支給）を主な内容としている⁵⁵。

これを受け、自民党は、歳費法に関する検討プロジェクトチームを設置し、立憲民主党の案（後述（2）参照）も含めて5月31日から議論を開始したものの、憲法第49条との整合性の観点から丁寧に議論する必要性、返納・支給停止の割合を40%とすることや支給停止の開始を起訴後とする妥当性等について指摘があり、6月9日には第204回国会（常会）会期中の法改正を見送る方針を決めた⁵⁶。

その後、同国会閉会翌日の6月17日、菅内閣総理大臣は「党内での議論が進むよう促していきたい」旨述べた⁵⁷。同月29日、自民、公明両党は、与党歳費法に関する検討プロジェクトチームにおいて議論を開始し、歳費法改正について、8月末までに考え方の成案を得ることで一致したなどと報じられている⁵⁸。

(2) 立憲民主党

立憲民主党は、5月13日に歳費返納ワーキングチームを設置して議論を開始し⁵⁹、同月27日に歳費返納関連の新法案等（以下「立憲案」という。）を取りまとめ⁶⁰、同月31日に

⁵² 『中国新聞』（令 3. 5. 8）

⁵³ 『読売新聞』（令 3. 5. 28）、『朝日新聞』（令 3. 5. 28）、『中国新聞』（令 3. 5. 28）

⁵⁴ 国会法第113条は「議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失わない。（以下略）」と規定している（下線は筆者による）。前掲注2森本では、同条について「資格のないことが証明されるまでに行使した権能や享受した特権は確定的なものであり、資格のなくなった事実の生じた時点に遡って無効となることはないとの意である」（421頁）とした上で、「議員でない者が加わっていたことを理由に議院、委員会等の活動の効果を覆すと大きな混乱を惹起し、その弊害は甚だしいものとなる」ことから、「無効が確定するまでになされた当該議員の行為は有効である」（405～406頁）としている。

⁵⁵ 同党ウェブサイト「当選無効で歳費返納へ」（令 3. 5. 28）〈<https://www.komei.or.jp/komeinews/p167186/>〉、『朝日新聞』（令 3. 5. 28、令 3. 6. 4）、『読売新聞』（令 3. 5. 28、令 3. 6. 10）、『中国新聞』（令 3. 5. 28、令 3. 5. 30）。なお、「40%」の根拠については、国家公務員の起訴休職や懲戒で定めた減給の割合を参考にした旨報じられた（『朝日新聞』（令 3. 5. 28、令 3. 6. 4）、『中国新聞』（令 3. 5. 28））。

⁵⁶ 『読売新聞』（令 3. 6. 10）、『中国新聞』（令 3. 6. 10）

⁵⁷ 「菅内閣総理大臣記者会見」（令 3. 6. 17）

⁵⁸ 公明党ウェブサイト「歳費返納、8月中の合意めざす」（令 3. 6. 30）〈<https://www.komei.or.jp/komeinews/p173801/>〉、『産経新聞』（令 3. 6. 30）、『東京新聞』（令 3. 6. 30）、『中国新聞』（令 3. 6. 30）

⁵⁹ 『中国新聞』（令 3. 5. 14）、『朝日新聞』（令 3. 5. 19）

⁶⁰ 『中国新聞』（令 3. 5. 28）、時事ドットコムニュース「立憲案は歳費全額返納」（令 3. 5. 27）〈<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021052701272&g=pol>〉

は与党に対し協議を呼びかけたことを明らかにしている⁶¹。

立憲案は、選挙に関する買収罪のような選挙に関する罪、国会議員の地位を濫用した収賄に係るものについて「特定犯罪」という類型を設けた上で、①議員（本来の任期が残る前議員を含む）が特定犯罪で起訴された場合、衆参各院の政治倫理審査会への出席・説明を求め、正当な理由なくこれを拒否すれば、本会議での議決を経て歳費・期末手当を差し止めること（起訴～議長宣告の間に支給された分全額の返納、議長宣告～任期終了の間に支給される分全額の支給停止）、②特定犯罪の有罪が確定した場合、当該犯罪に係る任期中の歳費・期末手当の返納（当選無効：当選～有罪確定の全額、公民権停止：起訴～有罪確定の全額、その他：起訴～有罪確定の半額）を義務付けること等を主な内容としている⁶²。

（３）日本維新の会

日本維新の会に関しては、5月中旬に歳費法改正案の骨子（以下「維新案」という。）を取りまとめ、与党が次期国会までに改正について合意できなかった場合には独自案の提出を検討するなど報じられている⁶³。

維新案は、憲法第49条を踏まえて返還を義務付けるのは困難と判断した上で、①選挙違反で当選無効となった議員が歳費を自主返納できるようにすること、②期末手当と文書通信交通滞在費は議員が逮捕・起訴された段階で支給を停止すること（不起訴や無罪となった場合、事後に停止分を支給）を主な内容としている⁶⁴。

なお、同党は、「身を切る改革を含む政治改革」として議員定数や議員報酬の削減を掲げているほか、文書通信交通滞在費の使途公開⁶⁵・日割支給、立法事務費の「一人会派」への交付廃止⁶⁶、議会雑費・職務雑費の廃止等に係る法案を国会提出するなどしている⁶⁷。

（４）国民民主党

国民民主党に関しては、同党の玉木代表が歳費の返納等に係る検討の必要性に言及している旨報じられている⁶⁸。

なお、同党は、基本政策の一つである選挙・政治改革として、①衆参両院の定数削減に

⁶¹ 同党ウェブサイト「【政治改革】歳費返納関連2法案の協議を自公に協議呼びかけ、小西洋之議員ら」（令3.5.31）〈https://cdp-japan.jp/news/20210531_1441〉

⁶² 前掲注61の同党ウェブサイト、前掲注60の時事ドットコムニュース等を参照。なお、立憲案では、歳費・期末手当について、特定犯罪で起訴された議員の任期中の自主返納や②の「その他」で有罪が確定した議員の任期開始～起訴の間の自主返納等も可能とすることとしている。また、歳費返納関連の新法と別途、政党に所属する議員が選挙等に関する一定の犯罪（買収罪等）について起訴された場合に、当該政党に調査・結果公表を義務付けること、当該調査等により犯罪への使用が明らかになったときは、相当額の返還等の必要な措置を義務付けること等を内容とする政党助成法（平成6年法律第5号）改正案も取りまとめられている。

⁶³ 『中国新聞』（令3.6.18）

⁶⁴ 同上

⁶⁵ 現行法上、使途の公開は求められていないが、日本維新の会は自主的に公開している（同党ウェブサイト「文書通信交通滞在費」〈<https://o-ishin.jp/news/bunsho/>〉）。

⁶⁶ 図表1参照

⁶⁷ 同党ウェブサイト「政策#02 身を切る改革を含む政治改革」〈<https://o-ishin.jp/policy/act02/>〉、同「身を切る改革法案等19法案の提出について」（令3.1.29）〈<https://o-ishin.jp/news/2021/01/29/10357.html>〉。なお、これらの法案は第204回国会（常会）会期終了に伴い未了となった。

⁶⁸ 『朝日新聞デジタル』（令3.5.7）〈<https://www.asahi.com/articles/ASP576W80P57UTFK016.html>〉

向け、まずは参議院定数6減法案⁶⁹の成立を目指す、②二院制の下での衆参両議院の在り方の検討を進め、議員定数不均衡の是正を図りつつ、合区を解消し、各都道府県選挙区において議員が選挙されるよう、参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しを行うなどとしている⁷⁰。

(5) 日本共産党

日本共産党に関しては、同党の志位委員長が「自民党がまずやるべきは（買収事件の）真相を明らかにすることで歳費以前の問題だ」などと述べたことが報じられている⁷¹。

なお、3. で前述した議員歳費に係る制度改正の議論の際、同党は、①「議員歳費は、憲法44条や49条に立脚し、国会法35条で原則を定めてきたもの」で「そのあり方は、議員の位置づけ、議会のあり方そのものに深くかかわる問題であり、各党参加のもとで丁寧に議論すべき課題である⁷²、②憲法第44条で「国会議員の資格を、財産や収入等で差別してはならないと明記」し、同49条で「両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける」と定めているのは、「労働者など資力のない国民も国民の代表として活動することを保障したものであり…、これを踏まえて、議員が国民の代表として活動するにふさわしい額は何かということ、手当などを含めた議員の処遇全体を思慮に入れて議論をすべき⁷³、③「国会の経費や議員の処遇について言うならば、特権的な役員手当の廃止とか文書通信交通滞在費の見直しが必要であって、何よりも、総額が年間約320億円の政党助成金〔政党交付金〕の廃止に踏み出すべき⁷⁴等と述べ、議員歳費等に係るその姿勢を明らかにしている。

5. おわりに

議員歳費の返納や支給停止をめぐる議論は、オレンジ共済組合事件で逮捕されながら約1億6,000万円の歳費や期末手当を受領した友部達夫元参議院議員のケースなど、議員の不祥事の度に繰り返されてきたが、その時々々の政治情勢や憲法との整合性の観点などから、いずれも結論に至らなかった経緯がある⁷⁵。

憲法との整合性の観点については、推定無罪の原則があることに加え、歳費には、議員としての地位や生活の保障という意味合いや、戦前の反省を踏まえて権力の介入から議員の身分を守るという趣旨があることから慎重な見解⁷⁶がある一方で、「（報酬説の立場から）国会法で、召集に応じない者または欠席の多い者には歳費を与えないと規定しても、必ず

⁶⁹ 第204回国会（常会）で日本維新の会と共同提出した法案（参第29号）は、会期終了に伴い未了となった。

⁷⁰ 同党ウェブサイト「国民民主党 政策 INDEX2019 選挙・政治改革」〈<https://www.dfp.or.jp/election2019/policies/201696>〉

⁷¹ 『朝日新聞』（令3.5.19）

⁷² 第180回国会衆議院議院運営委員会議録第17号2頁（平24.4.26）

⁷³ 第198回国会参議院議院運営委員会議録第23号19頁（令元.6.3）

⁷⁴ 第198回国会参議院議院運営委員会議録第23号20頁（令元.6.3）。なお、同党は政党交付金を受け取っていない（「政党助成金なぜ受け取らない？」『しんぶん赤旗電子版』（令2.12.7）〈https://www.jcp.or.jp/akahata/aik20/2020-12-07/2020120705_02_0.html〉）。

⁷⁵ 『産経新聞』（令3.5.25）、前掲注51NHK

⁷⁶ 前掲注51NHK

しも本条〔憲法第 49 条〕に違反するわけではない⁷⁷、憲法第 49 条では歳費について「法律の定めるところにより」とされ、具体的な内容は法律に委任されていると解釈できることや、国民の選挙で選ばれた選良であるとはいえ、議院が議員を懲罰により除名することまで可能であることに鑑み、一定の場合に歳費を不支給とする余地も残されているのではないか等、憲法上可能という見解も少なくないとされる⁷⁸。

遅くとも今秋までに衆議院議員総選挙が行われ、令和 4 年夏には参議院議員通常選挙が行われる予定である。こうした政治日程を見据え、過去の経緯や専門家の見解等を踏まえながら、各党・各会派においてどのような議論がなされるだろうか。本年 10 月までのコロナ禍による減額措置や、令和 4 年 7 月までの参議院議員の自主返納に係る措置の取扱いを含め、今後の議員歳費等をめぐる展開が注目される。

(みやもと さとし)

⁷⁷ 前掲注 2 宮澤・芦部 374 頁。ただし、こうした見解に対しては、逮捕・勾留中でも秘書を介すなどして一定の議員活動ができるとの主張もある（前掲注 51NHK）。

⁷⁸ 前掲注 51NHK、前掲注 2 森本 101 頁